

平成 26 年度第 1 回甲斐市国民健康保険運営協議会概要

1 日 時

平成 26 年 6 月 13 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分

2 場 所

甲斐市役所 本館 3 階 大会議室

3 出席者

(1) 運営協議会委員

18 名のうち 12 名出席

(2) 事務局

市民部長、収納課長、保険課長、国民健康保険係長

4 内 容

(1) 委嘱状の交付

・委員の交代による委嘱状の交付

(2) 会長・副会長選出

・会長の辞職に伴う会長と副会長の選出

(3) 平成 26 年度国民健康保険税の税率について（諮問）

① 説明の要旨

- ・平成 22 年度から税率を据置いているが、今年度も同じ税率で試算したところ、当初予算に見合う額が確保できるということで、税率の据え置き案を提出させていただいた。
- ・決算については今後の審議になるが、見込額で 25 年度については 3 億円以上の繰越金ができるものと見込んでおり、従前の税率で十分運営ができると考えている。
- ・被保険者数は、昨年度同時期より 300 人程度減っており、減少傾向は今後も続くものと考えている。
- ・本市の税額は、昨年度の本算定時に県内 13 市のなかで、一世帯当たり額が 7 位となっている。
- ・平成 25 年度の医療費は、伸びてはいるものの、伸び率が過去 3 年間に比べ下がってきているため、3 億円の繰越ができた一因と考えている。

② 主な質疑

- ・ 24 年度、25 年度の収納率はどのくらいか。
⇒24 年度は現年度が 89.26%。25 年度は 89.93%となっている。

事務局案に異議なし。

原案どおり承認。

(4) 平成 26 年度の国民健康保険制度改正について

① 説明の要旨

- ・ 今回の制度改正は、いずれも国の社会保障制度改革により、平成 26 年 4 月から改正になった。
- ・ 国民健康保険税の課税限度額のうち、後期高齢者支援金分と介護納付金分についてそれぞれ 2 万円引き上げられ、年額 81 万円が上限となる。
- ・ 世帯主と国保に加入する世帯員の所得の合計が基準以下の場合、国民健康保険税のうち均等割と平等割が所得に応じて、7 割、5 割、2 割軽減されているこのうちの 5 割と 2 割軽減の基準が拡大された。
- ・ 70 歳から 74 歳の自己負担割合について、平成 26 年から新たに 70 歳になる方（昭和 19 年 4 月 2 日以降生まれの人）から 2 割になった。なお、昭和 19 年 4 月 1 日以前生まれの人は引き続き 1 割に据置かれ、現役並み所得者の自己負担割合は 3 割のままで変更はない。
- ・ 本市では、平成 25 年度で 2 割軽減、5 割軽減の該当が約 2,000 世帯あり、7 割軽減が 3,000 世帯で合計 5,000 世帯であった。今回の軽減拡充の結果、2 割軽減、5 割軽減世帯が 1,000 世帯程度増え、合計 6,000 世帯になると見込んでいる。国保加入世帯が全体で 11,500 世帯ほどなので、今までは 43%が軽減世帯であったが、今後 50%以上が軽減世帯になると考えられる。

② 主な質疑 なし

(5) その他

- ・ 協議会委員の任期と今後の予定について